

### 紹介手数料払戻金制度

当事業の紹介あっせんにより入社した求職者について、入社日から3か月以内（但し、人材紹介サービス基本契約書等で別途定めた場合は当該定めによります）に求職者が、自己都合により又は就業規則違反等の責に帰すべき事由により退職するに至った場合、求人者から支払いを受けた手数料を一定料率で返金するものとします。

| 払戻金制度の内訳    | 払戻金の額                           |
|-------------|---------------------------------|
| 入社後3ヵ月以内の退職 | 紹介手数料の <u>30%</u> （消費税を含む）とします。 |

許可番号 33-ユ-300300  
事業所の名称及び所在地 カナエン